

— お客さまへ —

これは、保険契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり」の抜粋ですので、必ずご一読ください。ご契約後に、「ご契約のしおり/約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。お申付けいただければ事前にお送りします。また、当社ウェブサイト(<http://www.orixlife.co.jp/>)でも掲載しておりますので、ご確認ください。ご不明な点は、パンフレット記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

1. 特に注意していただきたいことがら

「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」もあわせてご確認ください。

- 当社の生命保険募集人には保険契約締結の代理権はありません
- 当社の社員・生命保険募集人(当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで対応させていただく者を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(取次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 告知義務について
- 告知とは
お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。
- 告知の方法について
当社所定の「告知書」に、事実をありのままに、正確に、もれなくご記入ください。
- 正しく告知されなかった場合の取扱いについて
- 告知義務違反による保険契約または特約の解除
・告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合、または正しくないことを告知された場合には、責任開始日(復活日および特約の中途付加日を含みます。以下同じ。)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
- ・責任開始日から2年経過後でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には保険契約または特約を解除することがあります。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができません。
- 詐欺による取消および不法取得目的による無効について
- つぎの場合には保険契約または特約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ・保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約・特約の締結または復活が行われた場合
- ・保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約・特約の締結または復活を行った場合
- 現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について
- 現在ご契約の生命保険契約を解約、減額するときには、一般的に、保険契約者にとって不利益となります。詳しくは「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」(3)現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について)をご確認ください。

2. ご契約に際して

- 申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。
- 保障の開始時期(責任開始)について
「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」(5)責任開始時(日)について)をご確認ください。
- 保険証券の送付について

保険契約が成立しますと保険証券を送ります。保険証券に書いてあることがら、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

■特別条件付によるお引受けについて

- 当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。
- 以下の条件を付けてお引受けする場合があります。

【特定障害不担保特約】

- ・視力障害を不担保とした場合
当社が指定した「視力障害」に該当した場合「高度障害保険金のお支払い」および「保険料の払込免除」をしません。
- ・聴力障害を不担保とした場合
当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。

3. ご契約後について

■保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中につきの方法で当社へ払い込んでください。
①口座振替で払い込んでいただく場合(年払、半年払、月払)
当社および当社が委託している振替代行会社が提携している金融機関等に開設された保険契約者の指定の口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算されて振り替えられます。
【預金残高不足等の理由で振替えできなかった場合】
翌月の振替日につきの金額を再度振り替えます。
 - ・月払の保険契約は2か月分
 - ・年払・半年払の保険契約は同一金額
- ②クレジットカードにより払い込んでいただく場合(年払、半年払、月払)
 - ・クレジットカード払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて、当社に保険料が払い込まれます。
 - ・クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法(経路)の変更手続きを行ってください。
- 保険料の払込方法の変更について
払込方法(経路)、回数(年払、半年払、月払)、振替口座または金融機関の変更を希望する場合は、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へお申し出ください。
払込方法の変更について申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。
この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、直接、当社へ払い込んでください。
- 保険料の前納について
- ・契約時または契約後に、将来の保険料をあらかじめまとめて払い込んでいただくことを保険料の前納といいますが、現在は取扱いしておりません。
- 保険料の払込みが不要となった場合の取扱いについて
保険料の払込方法(回数)が年払・半年払の保険契約の場合、保険料の払込みが不要となったときは、つぎのような取扱いとなります。
- ・保険料を払い込んでいただいた後に、保険契約の消滅等*1により、保険料の払込みが不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。
【お支払いする額】
すでに払い込まれた保険料*2のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間*3の末日までの月数に対応する保険料相当額

- * 1 保険契約の消滅等には、保険契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。
- * 2 保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。
- * 3 保険料期間とは、保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間をいいます。

■保険料の払込みが困難になったときについて

- 保険料の払込みが困難になったときでも、つぎのような方法で保険契約を有効に継続することができます。

①一時的に保険料の都合がつかないとき

保険料の自動振替貸付

- ・保険料の払込みがない場合でも、当社が自動的に保険料を立て替えます。
- ・立て替える金額は解約払戻金の範囲内です。
- ・貸付金の利息は当社の定める利率で計算します。

※貸付の利率については、「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

※利率の見直し方法等については、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

《取扱方法》

保険料の自動振替貸付をご希望になる場合には、お申込みの際または保険契約後、書面で当社までお申し出ください。このお申し出のない場合、保険料の自動振替貸付はしません。

②途中から保険料を払い込まずに継続したいとき

払済保険への変更

- ・解約払戻金をもとに、保険料払込済の同種の保険に変更します。
- ・保険金額を小さくして、保険期間を変えない方法です。
- ・払済保険に変更後の保険金額が、当社の定める限度を下まわる場合は、取扱いできません。

※低解約払戻期間中に払済保険に変更する場合、払済保険の基準となる解約払戻金は抑制されています。

※払済保険に変更した後、解約払戻金は抑制されません。

③保険料の負担を軽くしたいとき

保険金の減額

- ・保障額を減らすことにより、保険料も少なくなります。
- ・減額後の保険金額が当社の定める限度を下まわる場合は、取扱いできません。
- ・減額部分に解約払戻金があれば払い戻します。

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

お客さまの 個人情報の取扱いについて

プライバシーポリシーについて

オリックス生命保険株式会社(以下「当社」といいます。))は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合、原則として書面によりお客さまご本人の同意を頂いた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

3. 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. 個人情報の外部への提供

当社は、つぎの場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客さまの同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客さま、または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (6) その他の正当な理由がある場合

5. 個人情報の開示・訂正等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。

【お問合せ窓口】

個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っております。

オリックス生命保険株式会社
個人情報お問合せ窓口
0120-227-780
受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始休み)

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

※上記のグループ会社については、当社ウェブサイト (<http://www.orixlife.co.jp/>) でご確認いただくか、個人情報お問合せ窓口へお問合せください。

機微(センシティブ)情報の取扱いについて

当社は、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等お支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

- お客さまのご契約内容が登録され、ご契約のお引受けやお支払いの判断の参考とさせていただきますことがあります。
- ・当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- ・保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- ・一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

【登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額および収入保障年金の現価額(一括支払による金額)
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

*「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

- 保険金、年金または給付金のご請求に際し、お支払いやご契約の解除等の判断の参考とすることを目的として、お客さまのご契約内容等を利用させていただくことがあります。
 - ・当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険金、年金もしくは給付金のお支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
 - ・保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。
- 相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして)。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

*「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。



オリックス生命保険株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ

ORIX 2017-C-001

